

## 社会保険等未加入対策について

令和 5年 12月 1日更新

本市の「建設工事」、「建設コンサルタント業務」、「製造の請負・物件の供給等」の入札参加資格審査申請における社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の未加入対策については、以下のとおりとします。

社会保険等の加入手続きには日数を要しますので、未加入者（適用除外者を除く。）に該当する場合は、早期に加入手続きを行ってください。

### 【社会保険等の加入は、入札参加資格審査申請の要件です】

- ・ 社会保険等未加入者（適用除外者を除く。）の申請は、**受け付けません。**
- ・ 社会保険等の加入義務者は、加入を証する書類の添付が必要となります。※1
- ・ 社会保険等の適用除外者は、加入義務がないことの届出書を添付のうえ、入札参加資格審査申請ができます。※2

※1 加入を証する書類は、原則として以下のア及びイに示す保険の区分ごとに、例示した書類のいずれかの添付が必要となります。

#### ア 健康保険・厚生年金保険

- ・ 直近の社会保険料の「領収書」の写し
- ・ 直近の健康保険料の「領収書」及び厚生年金保険の「領収書」の写し
- ・ 直近の「保険料納入告知額・領収済額通知書」の写し
- ・ 「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」の写し
- ・ 「社会保険料納入証明書、確認（申請）書」の写し
- ・ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
- ・ 「新規適用確認通知書（受付印のあるもの）」の写し
- ・ 「被保険者資格取得届（受付印のあるもの）」の写し

#### イ 雇用保険

- ・ 「労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控）」の写し
- ・ 直近の労働保険料等の「領収書」の写し（分割納付の場合は直近1回分）
- ・ 労働保険料等に係る「口座振替結果のお知らせ」の写し  
（宛て先面及び労働保険番号の記載面）
- ・ 「雇用保険被保険者資格取得等通知書」の写し
- ・ 「労働保険料納入証明（申請）書」の写し
- ・ 「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し
- ・ 「雇用保険適用事業所設置届（受付印があるもの）」の写し
- ・ 「雇用保険被保険者資格取得届（受付印があるもの）」の写し

※2 加入義務がないことの届出書は、以下のとおりです。

#### ●「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書」（別紙）

ただし、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書で、適用除外であることが確認できる場合は、本届出書の添付は不要です。

なお、届出内容について疑義が生じた場合は、関係機関に問い合わせる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### ■【 社会保険等の加入手続きに関する相談窓口 】

---

健康保険及び厚生年金保険 : 最寄りの年金事務所

雇用保険 : 最寄りの労働基準監督署 又は ハローワーク